

# 広島市消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成26年	11月	1日	制定
平成28年	4月	1日	一部改正
平成29年	4月	1日	一部改正
令和3年	4月	1日	一部改正
令和6年	4月	1日	一部改正

## (目的)

第1条 この要綱は、広島市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化の一層の推進を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所（以下「協力事業所」という。） 広島市長（以下「市長」という。）が消防団活動に積極的に協力しているとして認定した事業所等をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証（以下「表示証」という。） 協力事業所に対して、消防団活動に協力している証として交付する表示証をいう。
- (4) 暴力団関係者 暴力団、暴力団員、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団密接関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があったもの若しくは警察等捜査機関が確認したものをいう。

## (表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所として認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、市長に広島市消防団協力事業所表示証交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により申請を行うものとする。なお、申請書には次の各号に掲げる資料を添付することとする。

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 消防団への協力内容が具体的に分かる資料（申請書「2 協力内容」が項目番号2及び3の場合）
- (3) 再申請の場合は、前回の表示証交付認定書の写し
- (4) その他審査に必要な資料

2 消防団長は、表示証の交付を推薦する事業所等について、当該事業所等の意思を確認の上、広島市消防団協力事業所表示証交付推薦書（第2号様式。以下「推薦書」という。）により市長に推薦することができる。なお、推薦書には前条各号に掲げる資料を添付することとする。

（認定基準）

第4条 市長は、前条に規定する申請又は推薦について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合し、かつ、消防関係法令に係る重大な違反がなく、事業所等の代表者が暴力団関係者に該当しないときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 複数の従業員が消防団に入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良として認める事業所等

（審査及び表示証等の交付）

第5条 市長は、第3条第1項及び第2項の申請又は、同条第3項の推薦があった場合、前条の認定基準に適合するかどうかについて審査を行い、審査の結果、前条の認定基準に適合していると認められる場合は、当該協力事業所に対し、表示証交付認定書（第3号様式）及び、表示証（第4号様式）を交付する。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議のうえ、他の市町村長等と連名で、表示証を交付することができる。

（表示証の表示等）

第6条 協力事業所は、交付された表示証を表示有効期間に限り、当該事業所等の見えやすい場所に表示することができるものとする。

2 協力事業所は、表示証の寸法を同率に拡大若しくは縮小したもの、又は「広島市消防団協力事業所」の文字をパンフレット、チラシ、ポスター、看板、ステッカー、電磁方法（電子的方法、電磁的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像、その他の広告に表示することができるものとする。

（表示証交付整理簿の備え付け）

第7条 表示証の交付に際して、市長は、広島市消防団協力事業所表示証交付整理簿（第5号様式）を備え付け、表示証の交付に関する事業所等の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

（表示有効期間）

第8条 表示の有効期間は、認定の日から2年とする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の有効期間を経過し、又は第9条の規定による認定の取消しを受けた認定事業所等については、第6条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、表示の有効期間を経過する前に協力内容の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

#### （認定の取消）

第9条 市長は、協力事業所が次の各号に掲げる認定取消事由に該当すると認めるときは、当該認定を取消することができる。

- (1) 事業を廃止又は休止したとき。
- (2) 第4条に規定する認定基準を満たさないこととなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により表示証の交付認定を受けたとき。
- (4) 協力事業所としての表示が適当でないと認めるとき。

2 市長は、当該事業所等に対し、広島市消防団協力事業所認定取消し及び表示証返還通知書（第6号様式。以下、「認定取消等通知書」という。）により通知するものとする。

3 前項の規定により認定を取消された事業所等は、速やかに市長に表示証を返還しなければならない。

#### （表示証交付認定書及び表示証の再交付）

第10条 表示証交付認定書及び表示証を亡失又は、表示証交付認定書の記載事項に変更が生じた事業所等は、再交付申請書（第7号様式）により市長に申請するものとする。

2 新たに交付する表示証交付認定書の表示有効期間は、前回交付した表示証交付認定書と同一の期間とする。

#### （再申請及び再推薦）

第11条 協力事業者は、第8条第1項に規定する表示有効期間の満了に伴い、更新を希望又は表示証有効期間を過ぎ再度、協力事業所として認定及び表示証の交付を受けようとする場合は、第3条第1項の規定により申請するものとする。なお、この場合、申請書に添付する資料のうち第3条第1項第1号は省略することができる。

2 消防団長は、第8条第1項に規定する表示有効期間の満了に伴い、再度表示を推薦又は表示証有効期間を過ぎ再度、表示証の交付を推薦しようとする場合は、第3条第1項も規定により推薦するものとする。なお、この場合、申請書に添付する資料のうち第3条第1項第1号は省略することができる。

- 3 第9条により認定を取り消した事業所等から再申請があった場合又は、消防団長から当該事業所等の再推薦があった場合は、その取消事由が同条第1項第1号又は第2号である場合に限って取消前の認定番号を用いることができる。なお、認定日にあつては、手続き完了日とする。

(協力事業所の公表)

第12条 市長は、協力事業所の名称、消防団への協力内容、その他の事項について、ホームページ等により公表することができる。

(所掌)

第13条 この要綱に関する事務は、広島市消防局消防団室において所掌する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

広島市消防団協力事業所表示証交付申請書

年 月 日

広島市長 あて

協力事業所所在地	_____
協力事業所名称	_____
代 表 者	_____
生年月日	_____
担 当 者	_____
電 話 番 号	_____

広島市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請区分（該当する区分にレ点を記入してください。）
- 新規（はじめて消防団協力事業所の表示を受ける場合）
  - 追加（既に消防団協力事業所の表示を受けており、その有効期限内に追加して他市町村の表示を受ける場合）
  - 再申請（消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合）

2 協力内容（該当する項目に○印を付けてください。）

項目番号	○印	取組内容
1		複数の従業員が消防団に入団している事業所等
2		従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
3		消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良として認める事業所等

### 3 従業員の消防団所属状況

従業員名	所属消防団名	所属分団名

### 4 従業員数

従業員	人
-----	---

### 5 暴力団排除に係る確認同意（第5条関係）

暴力団関係者でないことを誓約のうえ、申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する必要があることに同意します。

（チェック欄）

<input type="checkbox"/> 暴力団関係者ではありません。
---

### 6 添付資料

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 再申請の場合は、前回の表示証交付認定書の写し
- (4) その他審査に必要な資料

広島市消防団協力事業所表示証交付推薦書

年 月 日

広島市長 あて

推薦者 広島市 消防団長

広島市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により、下記のとおり推薦します。

記

- 1 推薦区分（該当する区分にレ点を記入してください。）
- 新規（はじめて消防団協力事業所の表示を受ける場合）
  - 再推薦（消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を推薦する場合）

2 推薦事業所（事業所記入欄）

所在地 \_\_\_\_\_

協力事業所名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

従業員数 \_\_\_\_\_ 人

（チェック欄）

- この推薦書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する必要があることに同意します。

3 協力内容（該当する項目に○印を付けてください。）

項目番号	○印	取組内容
1		複数の従業員が消防団に入団している事業所等
2		従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
3		消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良として認める事業所等

#### 4 従業員の消防団所属状況

従業員名	所属消防団名	所属分団名

#### 5 添付資料

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 再推薦の場合は、前回の表示証交付認定書の写し
- (4) その他審査に必要な資料

## 表示証交付認定書

事業所名 ○○○○○○

代表者 職○○○ 氏名○○ ○○ 様

貴事業所は、広島市消防団協力事業所表示制度に定める消防団協力事業所の認定基準に適合していることを認めます。

### 記

- 1 名 称
- 2 所 在 地
- 3 有 効 期 間

年 月 日

広島市長 ○○ ○○ 印



広島市消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所又は団体名	所在地	初回認定年月日	初回交付年月日	更新確認年月日	表示連名	備考 ※ 該当に <input type="checkbox"/>
	代表者名	担当課	協力事項（第4条関係）	初回表示有効期間	更新回数	市町村	
1	(記入例) 株式会社〇〇 〇〇工場	〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇課〇〇〇〇	〇年〇月〇日 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2	〇年〇月〇日  〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	××町	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
2			<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2				<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
3			<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2				<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
4			<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2				<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
5			<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2				<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
6			<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2				<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦

※ 協力事項欄は、第4条各号のうち、該当するものにレ点

第6号様式（第9条関係）

広 消 消 第 号  
年 月 日

○ ○ 事 業 所  
代表者 ○ ○ ○ ○ 様

広 島 市 長  
○ ○ ○ ○ 印

広島市消防団協力事業所認定取消し及び表示証返還通知書

年 月 日（広消消第 号）で認定した消防団協力事業所については、下記のとおり認定を取消したので、速やかに広島市消防団協力事業所表示証を返還してください。

記

- 1 認定を取消す事業所
- 2 認定取消し年月日
- 3 認定を取消す理由

教示

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島市を被告として広島地方裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

広島市長 へ

（事業所名）

（代表者名）

再交付申請書

広島市消防団協力事業所表示制度実施要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請区分

表示証交付認定書

表示証

2 再交付申請理由（該当する区分にレ点を記入してください。）

亡失のため。

記載事項変更のため。

3 表示証交付認定書記載事項

事業所等名称	
事業所所在地	